

答 申 第 445 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定のうち、住民票の写し等交付申請書の「窓口に来た人」及び「※確認」欄の記載並びに別紙を非開示とした決定は妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当ではないので開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年10月 5日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、審査請求人の住民票の写しを発行するために住民記録システムにアクセスした記録。発行があれば、審査請求人の住民票の写しの発行をするために出された住民票等交付申請書（添付書類を含む）（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同月14日、実施機関は、本件開示請求に対して、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に、審査請求人の住民票の写しを発行した際の住民票の写し等交付申請書（北区分）（以下「本件請求文書」という。）を特定し、次の理由により非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第20条第 1項第 5号に該当

本件請求文書には、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、それを開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。

3 同年10月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る処分は違法不当である。非開示の理由に納得いかない。

(2) 弁明理由は、知る権利に反する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書は、開示することにより、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報である。

したがって、条例第20条第 1項第 5号に該当することから、開示できる情報ではない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件処分において非開示とされた情報が、条例第20条第 1項第 5号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたもので

あることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 住民票の写し等の交付の請求に係る事務について

住民票に記録されている者（以下「本人等」という。）、国及び地方公共団体、本人等以外の第三者は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「法」という。）第12条、第12条の2及び第12条の3に基づき、住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる。

このうち、国又は地方公共団体の機関は、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名、当該請求の対象とする者の氏名及び住所、請求事由（請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）並びに総務省令で定める事項を明らかにし、現に請求の任に当たっている者が当該機関の職員本人であることを示したうえで、請求しなければならない。

4 本件請求文書について

本件請求文書は、法第12条の2に基づき、国又は地方公共団体の機関が区長宛に提出した住民票の写し等の請求に係る2件の照会文書であると認められる。

本件請求文書は、住民票の写し等交付申請書及び別紙から構成されており、申請日、本人等の住所、氏名、生年月日、必要な写しの通数、表示が必要な情報、本人等と申請者との関係、当該請求を行った機関の名称、請求事由、申請者の本人確認を行った記録等が記載されている。

5 条例第20条第1項第5号該当性

本件請求文書について、審査請求人は、条例第20条第1項第5号に該当せず、開示すべきと主張するので、この点について判断する。

(1) 本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報について非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件請求文書は、国又は地方公共団体の機関が行った情報収集（以下「

本件情報収集」という。)に関する情報であり、これを開示することにより、本件情報収集の実態が明らかになるおそれがある。

そして、本件情報収集の実態が相手方の知るところになれば、情報収集自体の遂行が困難になるばかりか、情報収集の相手方が、情報収集の存在を前提として活動することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) ただし、条例第20条第2項は、開示請求のあった保有個人情報に、本条第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきであるという観点から、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる場合には、非開示情報に該当しない部分は開示をすることを定めていることから、本件請求文書について、個別具体的に条例第20条第1項第5号の該当性について判断する。

ア 住民票の写し等交付申請書について

(ア) 「窓口に来た人」及び「※確認」欄には、国又は地方公共団体の機関の名称が記載されており、この情報を開示すると、審査請求人の情報を求めている国又は地方公共団体の機関が明らかになり、調査の手法や方針等が推測されるおそれがあり、本件情報収集の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

(イ) しかし、その他の情報については、本件情報収集に関する情報ではあるものの、国又は地方公共団体の機関に関する情報ではなく、交付の申請を行うにあたってごく一般的な内容を記載したに過ぎないことから、これらの情報を開示しても、特定の機関が識別されるものではなく、本件情報収集の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

イ 別紙について

別紙には、当該請求を行った機関の名称、所在地、請求事由等が記載されているが、これらの情報を開示することにより、どのような機関が審査請求人の情報を必要としているかが明らかになり、国又は地方公共団体の機関の調査の手法や方針等が推測されるおそれがある。

また、別紙は、国又は地方公共団体の機関が通常利用している法令等で定められた様式であり、記載項目にかかわらず、様式そのものを開示の対象とすることが特定の機関の識別につながり、本件情報収集の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 以上のことから、本件請求文書のうち、住民票の写し等交付申請書の「窓口に来た人」及び「※確認」欄の記載並びに別紙は、条例第20条第1項第5号に該当すると認められるが、その他の部分は同号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年12月 1日	諮問書の受理
12月27日	実施機関の弁明書の写しを受理
平成29年 1月 5日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
1月26日	審査請求人の反論意見書を受理
平成30年 4月19日 (第237回審議会)	調査審議
5月24日 (第238回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月21日 (第239回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
7月19日 (第240回審議会)	調査審議
8月23日 (第241回審議会)	調査審議
9月20日 (第242回審議会)	調査審議
10月18日	答申